



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 J E U G I A
代表者名 代表取締役社長 西村 昌史
(コード番号：9826 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 山根 篤
(T E L 075-255-1566)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会における議決権を有する監査等委員選出により、監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。

②その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (木)

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を</u></p>

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただ

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の

<p>し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略) (新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略) (新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役の員数)</p>	<p>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>第30条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第31条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合をのぞき、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任</u></p>	

<p><u>を負担する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第37条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p><u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(事業年度)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>
<p>第38条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p>	<p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>第41条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第42条 (現行どおり)</p>
	<p><u>2. 前項の金銭には利息をつけない。</u></p>

以上